

長崎県再犯防止推進ネットワーク協議会設置要綱

(設置)

第1条 長崎県における再犯防止推進に係る施策を推進するため、長崎県再犯防止推進ネットワーク協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の掲げる事項について協議、検討を行う。

- (1) 長崎県再犯防止推進計画（以下「県計画」という。）の推進、進捗管理、検証等に関すること
- (2) その他、再犯防止の推進のために必要な事項に関すること

(組織)

第3条 協議会は、別表1に掲げる機関・団体により構成する。

- 2 協議会の委員は、別表1に掲げる機関・団体から推薦された者とする。
- 3 協議会に会長及び副会長をおく。
- 4 会長は委員の互選により選出し、副会長は会長が指名する。
- 5 会長は協議会の会務を総理し、協議会を代表する。
- 6 会長に事故あるとき又は会長が欠けた時は、副会長がその職務を代行する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げないものとする。なお、任期途中で委員が交代した場合、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集し、会議の議長は会長が務める。

- 2 協議会は、必要に応じて協議会に委員以外の者の出席を求め、又は他の方法で意見を聞くことができる。

(幹事)

第6条 協議会に幹事を置くことができる。

- 2 幹事は、別表2の長崎県の関係課室の長の職にある者をもって充てる。

(幹事会)

第7条 幹事会は、幹事をもって組織し、幹事長には長崎県福祉保健課長の職にある者をもって充てる。

- 2 幹事長は、必要のつど幹事会を招集することができる。

3 幹事会は、次の事項について審議又は処理をする。

- (1) 県計画の推進、進捗管理
- (2) 協議会に付議すべき事項に関する事
- (3) 連絡調整に関する事
- (4) その他幹事会の運営に関する事

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、長崎県福祉保健部福祉保健課において処理する。

(個人情報の保護)

第9条 協議会の出席者は、会議等により知り得た個人情報を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の組織、運営その他必要な事項は、会長及び幹事長が協議して定める。

附 則

この要綱は、令和3年10月19日から施行する。

(別表1)

| 区 分 | 番 号 | 構 成 機 関 名 |
|--------|-----|----------------------------|
| 学識経験者 | 1 | 学識経験者（大学教授） |
| 国 | 2 | 長崎地方検察庁 |
| | 3 | 長崎刑務所 |
| | 4 | 佐世保学園 |
| | 5 | 長崎少年鑑別所 |
| | 6 | 長崎保護観察所 |
| | 7 | 長崎労働局 |
| 弁護士 | 8 | 長崎県弁護士会 |
| 更生保護団体 | 9 | 長崎県保護司会連合会・更生保護法人長崎県更生保護協会 |
| | 10 | 長崎県更生保護女性連盟 |
| | 11 | 長崎県 BBS 連盟 |
| 団体 | 12 | 長崎県就労支援事業者機構 |
| | 13 | 長崎県地域生活定着支援センター |
| | 14 | 長崎県社会福祉協議会 |
| 市町 | 15 | 諫早市 |
| | 16 | 佐々町 |
| 県 | 17 | 長崎こども・女性・障害者支援センター |
| | 18 | 県央保健所 |

(別表2)

| 番号 | 部局名 | 課室名 |
|----|-------------|----------|
| 1 | 県民生活環境部 | 交通・地域安全課 |
| 2 | 福祉保健部 | 福祉保健課 |
| 3 | 福祉保健部 | 薬務行政室 |
| 4 | 福祉保健部 | 長寿社会課 |
| 5 | 福祉保健部 | 障害福祉課 |
| 6 | 福祉保健部こども政策局 | こども家庭課 |
| 7 | 産業労働部 | 雇用労働政策課 |
| 8 | 土木部 | 住宅課 |
| 9 | 県教育庁 | 児童生徒支援課 |
| 10 | 県警察本部 | 生活安全企画課 |